



消防本部 ☎83-0119

消防年末特別警戒を実施します 12月23日(日・祝)～30日

山陽小野田市消防本部、消防団では「市内の火災ゼロ」を目標に12月23日から30日までの8日間、火災予防の広報と警戒巡視活動を強化し、年末の火災



警戒にあたります。あわただしい年の暮れ、空気が乾燥し、ちょっとした不注意で大きな火災になります。暖房器具の消し忘れなど、火の取扱いには十分注意しましょう。

平成20年 消防出初式

温かいぜんざいをご用意しています。
ご家族連れでお越しください。

【日時】平成20年1月6日(日) 9:30～

【場所】市民館駐車場

【内容】木遣^{きやり}・はしご乗り披露、腕用ポンプ、鈴割り演技など(雨天時は体育ホールで行います)



【問い合わせ先】消防本部総務課 ☎83-2037

税金 あれこれ

所得税から控除しきれない「住宅ローン控除」は
市県民税から控除できる場合があります

国の税源移譲による税制改正により、平成19年分の所得税が減少した結果、住宅ローン控除額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合が発生しますが、**平成11年から平成18年までに入居した人に限り**、所得税から控除しきれなくなった控除額については、平成20年度分以降の**市県民税の所得割額から控除することができます。**

【申告の方法】(申告は毎年必要です)

□確定申告をされる人

所得税の確定申告書とともに「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を各申告会場にて提出してください。

□確定申告をされない人

源泉徴収票とともに「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務課市民税係に提出してください。(年末調整がされていない場合は、確定申告をしてください。)

【提出期限】 その年の3月15日まで

※「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」は、1月中旬以降に市役所税務課・総合事務所市民窓口課・埴生支所・南支所・公園通出張所および各確定申告会場に設置されます。

■問い合わせ先 税務課市民税係 ☎82-1125



⑬ 広告収入の取組みについて

【イメージ写真】



市では、新たな歳入の確保を目的に、平成17年度に広報紙・ホームページで有料広告の掲載をはじめ、その後、対象を公用車や封筒・冊子などにまで範囲を広げたところ、おかげさまでこれまでに300万円を超える収入がありました。

更に、市民のみなさんが市役所で受け取られる各種証明書を収める窓口封筒についても、昨年から民間会社から無償提供された広告入り封筒の使用をはじめ、経費節減とサービス向上が実現しました。

同様に今月から市役所からの発送文書に使う共通封筒も民間会社から無償提供された広告入り封筒を使用することとなりました。これによって年間10万部を超える封筒を市の負担で作製することがなくなります。広告入りの封筒に違和感を覚える市民の方もいらっしゃると思いますが、経費節減につながる有効な手段の一つでありますので、どうかご理解をお願いします。

広告収入の取組みを始めて約2年が経過し、広告媒体の人気・不人気の傾向など、課題も把握できるようになりました。広告代理店を利用するなどの見直しを図り、効果的な広告事業の展開を目指していきますので、今後とも広告掲載事業に対するご協力をお願いします。

■行政改革課 ☎82-1135